

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月11日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市淀川区西中島3丁目9番15号	
氏名 大鉄工業株式会社 建築支店	
執行役員 建築支店長 村田 直紀	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 06-6195-6160	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大鉄工業株式会社 建築支店
事業場の所在地	大阪府大阪市淀川区西中島3丁目9番15号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	061 一般土木建築工事業
②事業の規模	40316百万
③従業員数	228
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添 2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	8, 151. 26 t	104. 33 t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善 ・梱包材の簡素化 ・ユニット化の持込		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	7, 336. 13 t	93. 90 t
	(今後実施する予定の取組) 現状を維持すると共に、下記の取組みを実施予定 ・木くず、ガラスくずの発生抑制に向けて実寸発注等を図る		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、木くずは、分別処理 ・石綿含有廃棄物については、他の廃棄物に混入しないよう分別処理
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持すると共に、下記の取組を実施予定 ・石膏ボード、金属くず等についても、分別処理に努める

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
1.50 t	193.06 t	1.13 t	351.67 t

②計画

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
1.35 t	173.75 t	1.02 t	316.51 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき類	建設系混合廃棄物		
6,138.46 t	511.95 t	t	t

②計画

がれき類	建設系混合廃棄物		
5,524.62 t	460.76 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特に計画していない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特に計画していない		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	－	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－ t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－ t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特に計画していない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	8,151.26 t	104.33 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,020.00 t	32.20 t
	再生利用業者への処理委託量	8,151.26 t	101.33 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） ・過去の実績等を勘案し信頼できる委託業者を選定し、書面により委託契約を締結している ・電子マニフェスト導入を推進しているので、導入業者を検索中		

(第4面－2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
1.50 t	193.06 t	1.13 t	351.67 t
1.50 t	80.58 t	1.13 t	82.25 t
1.50 t	193.06 t	1.13 t	305.17 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面－3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類	建設系混合廃棄物		
6,138.46 t	511.95 t	t	t
1,104.23 t	284.44 t	t	t
5,771.66 t	506.75 t	t	t
0.00 t	5.20 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

(第5面ー1)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	7,336.13 t	93.90 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	918.00 t	28.98 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	7,336.13 t	91.20 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)		
	現状を維持するとともに、下記の取組みを実施予定 ・電子マニフェスト導入を推進しているので、導入業者を優先的に 選定する ・再生利用業者、熱回収業者への委託契約の推進 ・委託処理業者への処理状況現地確認の計画実施		
※事務処理欄			

(第5面－2)

②計画

紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
1.35 t	173.75 t	1.02 t	316.51 t
1.35 t	72.52 t	1.02 t	74.03 t
1.35 t	173.75 t	1.02 t	274.66 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第5面－3)

②計画

がれき類	建設系混合廃棄物		
5,524.62 t	460.76 t	t	t
993.81 t	256.00 t	t	t
5,194.50 t	456.08 t	t	t
0.00 t	4.68 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図

- ・工事全般(解体工事含む)
 - がれき類(コンクリートがら・アスファルトがら)～再生処理業者に委託
 - 再生砕石等として再資源化
 - 木くチップ 等で再資源化
- ↓
- その他(混載コンテナ等を含み) 中間処理業者による分別処理
 - 再生可能なものは再生資源として処理
 - 再生不可能なものは、最終埋立又は焼却処理

別添 2 管理体制図

